破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第９５号
奈良県北葛城郡王寺町久度１丁目17番９号
債務者　森村　卓司
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
奈良県香芝市真美ケ丘６丁目９番32―506号
債務者　向山　浩一
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１１５号
奈良県大和高田市大東町４番15―208号　石之コーポ
債務者　岩本　伸夫
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１１６号
奈良県大和高田市大東町４番15―208号　石之コーポ
債務者　岩本　伸子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
奈良県大和高田市礒野南町１番28号
債務者　沼田　　薫
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１２９号
奈良県香芝市真美ケ丘６丁目９番19―503号
債務者　山口　　大
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１４０号
奈良県北葛城郡広陵町大字南郷1058番地３
債務者　西田　繁貴
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
和歌山県西牟婁郡白浜町1063番地の５
債務者　三ツ矢敬祐
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第１７５号
静岡県三島市千枚原９番地の２
債務者　石井英之助
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１７６号
静岡県三島市千枚原９番地の２
債務者　石井　陽子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１７４号
高知市大津乙1159番地21　ハイツタケオ
債務者　濵口真由美
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４５号
北海道北見市幸町８丁目４番７号　小野マンションⅠ６号
債務者　山下　智里
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第４７号
北海道北見市西富町３丁目１番６号
債務者　城市めぐみ
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
青森県十和田市東三番町９番９号　タイソマンション１号
債務者　福田由美子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第２１４号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地８街区21棟402号
債務者　井之上　潤
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２７７号
千葉市美浜区真砂１丁目11番２棟305号
債務者　平野　勝利
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３４３号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1730番地６　ハイツ平野Ⅲ―102号
債務者　白崎トキ子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係